

学校法人白峰学園
横浜女子短期大学
機関別評価結果

令和6年3月8日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

横浜女子短期大学の概要

設置者	学校法人 白峰学園
理事長	平野 成輔
学 長	佐藤 寛之
A L O	岡本 眞幸
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
所在地	神奈川県横浜市港南区港南台 4-4-5

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		150
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

横浜女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年7月11日付で横浜女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

横浜女子短期大学は、「キリスト教の『愛と奉仕』を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」ことを建学の精神としている。建学の精神は教育理念とともに、学生便覧やウェブサイト等によって学内外に表明されており、学校行事等を通じて学生、教職員に理解の共有化が図られている。

高等教育機関として地域・社会に貢献するため、「白峰学園横浜女子短期大学保育センター」では、地方公共団体の協力の下、年間を通じて現役の保育者（保育士等）のための研修事業を実施しており、内容は多岐にわたり充実した研修を展開している。

建学の精神及び教育理念に基づいた教育目的・教育目標は、学生便覧やウェブサイト等に明示されている。学習成果は、「育まれる資質・能力」と、それらの資質・能力の基礎を身に付けた結果得られる「認証される成果」として定められており、自己点検・評価委員会を中心に定期的な点検・評価を行っている。三つの方針は、学習成果の「育まれる資質・能力」の獲得に主眼を置きつつ一体的に策定され、ウェブサイト等により学内外に表明されている。

自己点検・評価活動は、「自己点検・評価委員会」の下に委員会活動内の主導的・先導的役割を担う「推進委員会」を置き、内部質保証に取り組んでおり、活動の結果は、自己点検・評価報告書としてウェブサイトで公表されている。学習成果を焦点とした査定については、「アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）」により査定の方法等を明確化して実施されている。また、学習成果の内容及びその獲得に向けて「教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクル」に従って点検・見直しを行い、教育の質保証に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果の「育まれる資質・能力」に対応する形で策定され、卒業の要件、成績評価の基準、資格・免許取得の要件の詳細は学則及び履修規程に規定されている。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程は短期大学設置基準に従って体系的に編成されている。必修科目「教養演習」（1年次）と「保育総合演習」（2年次）では、少人数制ゼミ科目として、2年間を見通した教養教育とキャリア教育が丁寧に行われている。専門教育は、学内での「理論的・系統的な学び」

と保育現場での実習における「実践的・体験的な学び」を柱に指導が行われている。ただし、2年次の1科目において卒業判定後に授業が組まれ、1単位当たりの授業時間が確保されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の基本的内容を明確にしておき、学生募集要項及びウェブサイトで公表している。

学習成果の獲得状況の測定では、様々な量（直接）的データと質（間接）的データを活用しており、その一部をウェブサイトにおいて公表している。また、「就職園アンケート」などにより卒業生の就職先での評価が聴取されており、学習成果の点検に活用されている。

教員は、学生による授業評価やFD活動などを通し、学生の学習成果の獲得に向けて授業改善に努めている。事務職員は所属部署の職務を通じて学生の支援・指導に努めている。学習支援及び生活支援については、1年次からゼミを開講し、ゼミの担当教員が学生の学習、生活向上のために適切な助言や指導を行う体制が整備されている。また、入学前教育や基礎学力不足の学生に対する補完的教育プログラム、実習の個別指導等が行われている。キャリア支援室に元保育者が配置され学生からの相談に対して柔軟に対応し、毎年高い就職率を維持している。

教員組織は、短期大学設置基準の教員数を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づき教員配置も適切に行われている。専任教員はそれぞれの専門分野において研究活動を行い、教育活動の改善・向上に関するFD研修の場として、毎年「学内研究発表会」を開催している。事務組織は、規程に基づき責任体制が明確であり、職員は教員や各部署間で連携を図って情報共有や業務の改善に努め、学生の学習成果の向上を支援している。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、諸設備には学生の利便性が図られている。施設設備の各種管理規程が整備され、適切に維持管理されている。

技術的資源は、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備され、効率的な教学支援のために、クラウド授業支援システムを導入している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神と教育目的・教育目標を十分理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事長自ら高等学校を訪問するなど学生の確保に努めている。理事会は、寄附行為に基づき、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、「横浜女子短期大学学長選任規程」に基づき選出され、建学の精神と教育理念の下、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教授会は、学則及び教授会規程に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に従って適宜監査を行っており、理事会や評議員会で積極的に意見を述べている。評議員会は、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び学校法人の情報はそれぞれウェブサイトにて公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 神奈川県内の保育者を対象とした研修事業や地域・社会の保育に関する調査研究事業等を実施する「白峰学園横浜女子短期大学保育センター」を運営し、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の協力を得て、年間を通じて現役の保育者（保育士等）のための研修（保育の知識・技術や、理念・倫理、役割等）を実施している。研修事業は昭和 58 年度から実施され、参加人数は非常に多く、神奈川県の保育業界を下支えし、地域・社会に貢献している。

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果の「育まれる資質・能力」の内容をまとめたプリントと、それをさらに掘り下げた「横浜女子短期大学での学習過程で育てほしい資質・能力・志向性」を合わせて 1 つに綴った「横浜女子短期大学の 2 年間の学び（授業・実習・行事・学生生活）」を作成し、それを学生全員に配布して 2 年間の学びを見通すことができるようにしている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とすることを学則に明示することが求められる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、経営改善計画に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いため、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、2 年次の 1 科目において卒業判定後に授業が生まれ、1 単位当たりの授業時間が確保されていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まされたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

クリスチャンであった平野恒氏により創立された横浜女子短期大学は、「キリスト教の『愛と奉仕』を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」ことを建学の精神としている。建学の精神は教職員や学生に各種行事、集会、研修などで伝えられ、また、各種印刷物、ウェブサイト等に掲載され、学内外に広く表明されている。

高等教育機関として地域・社会に貢献するために、「白峰学園横浜女子短期大学保育センター」が研修事業を展開しており、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の協力を得て、年間を通じて現役の保育者（保育士等）のための多岐にわたる研修を実施している。研修事業は昭和 58 年度から実施され、参加人数は非常に多く、神奈川県の保育業界を下支えしている。また、昭和 60 年度から継続されている「地域女性体操教室」などの公開講座も開催している。

建学の精神及び教育理念に基づき、教育目的を学則に定めるとともに、その目的をより具体化した教育目標を示している。学習成果は「育まれる資質・能力」として「Ⅰ.人としての基本的資質・能力」、「Ⅱ.保育者となるために必要な基礎的資質・能力」を定め、それらの資質・能力の基礎を身に付けた結果得られる「認証される成果」を「短期大学士（保育学）の学位取得、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得」と明示している。

三つの方針は、学習成果の「育まれる資質・能力」の獲得に主眼を置きつつ一体的に策定されており、学生便覧やウェブサイトへの掲載とともに、進学相談会やオープンキャンパス等においても説明されている。教育目的及び三つの方針については、自己点検・評価委員会を中心に、教育課程委員会や入学試験委員会等で定期的に点検・評価を行っている。

自己点検・評価については、学内全体の活動を主導的に推進・実施する組織として、規程に従い「自己点検・評価委員会」を設置し、その下に委員会活動の主導的・先導的役割を担う「推進委員会」を置き、内部質保証に取り組んでいる。活動の結果は、自己点検・評価報告書としてウェブサイトで公表されている。

学習成果を焦点とする査定の手法については「アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）」を策定し、査定の方法等を明確化しており、査定は学習成果としての「育まれる資質・能力」と「認証される成果」のそれぞれに設定された直接的・間接的方法の組み合わせにより実施されている。加えて、学習成果の内容及びその獲得に向けた「教育の質の向上・充実のための PDCA サイクル」により点検・見直しを行い、教育の質保証に取

り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果の「育まれる資質・能力」に対応する形で策定されている。卒業の要件、成績評価の基準、資格・免許取得の要件の詳細は学則及び履修規程に規定され、学生便覧では学生に分かりやすい形で説明されている。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、学習成果としての基礎的資質・能力を身に付けることを意図して策定されており、教育課程は短期大学設置基準に従って体系的に編成されている。各授業科目と学習成果との対応関係は、シラバス「授業内容」の冒頭に「各科目と関連するディプロマポリシーの主な領域」として学生に示されている。なお、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とすることを学則に明示することが求められる。加えて、学生が単年度当たりに履修できる単位数の上限については、履修規程に定めて運用しているが、学則上に規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。2年次の1科目において卒業判定後に授業が生まれ、1単位当たりの授業時間が確保されていなかったという点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教養科目として配置された必修科目「教養演習」(1年次)と「保育総合演習」(2年次)では、少人数制ゼミの形をとり、2年間を見通した教養教育とキャリア教育の接続が丁寧に行われている。保育者としての専門就職に向けた内容だけでなく、就職に向けて必要な教養や社会人としての心構えなど、幅広い内容が組み込まれている。専門教育は、学内での各専門教育科目における「理論的・系統的な学び」と保育現場での実習における「実践的・体験的な学び」を柱に指導が行われている。

入学者受入れの方針は「どのような人物を求めるか」として、求める人物像、入学前の学習成果の基本的内容を明確にし、学生募集要項及びウェブサイトで公表しており、入学者選抜の方法はそれぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。学内での「キャリア支援・進学指導担当者説明相談会」や高等学校内進学ガイダンス、高等学校への訪問などで、高等学校関係者から意見・要望等を聴取し、入学者受入れの方針を定期的に点検・評価している。

学習成果の獲得状況の測定は、GPA 成績分布、学習ポートフォリオ「学修ファイル」、資格・免許取得者数などの量(直接)的データと、学生調査、学生による自己評価としての履修カルテや学習成果自己評価などの質(間接)的データを活用している。その一部はウェブサイトの情報公開において公表している。また、学生の卒業後評価として、外部評価による卒業生アンケートや就職園アンケートも実施している。

教員は、学生による授業評価やFD活動などを通し、学生の学習成果の獲得に向けて授業改善に努めている。事務職員は、所属部署の職務を通じて学生の支援・指導に努めている。学生支援として、1年次からゼミを開講し、ゼミの担当教員が学生の学習、生活向上のために適切な助言や指導を行う体制が整備されている。入学手続者には入学前教育としての「入学準備講座」や「入学生連絡説明会」を実施し、入学前から丁寧に対応しており、

その内容を入学後の授業内容へとつなげている。基礎学力が不足する学生への補習等の補完的教育プログラムの実施や学習上の問題・悩み等に対する指導助言・支援など、学習支援体制が整っている。

学生の生活支援は、事務組織の学務部学生課が支援の窓口となり、学生生活支援のあり方を検討する役割は、学生生活・キャリア支援委員会を中心に教授会、専任教員・FD会議が担っている。また、クラス担当教員やゼミ担当教員のほか、保健室や心理相談室など様々な窓口を設置し、学生が相談しやすい体制を整えている。経済的な支援としては、短期大学独自の奨学金制度を設け、学生への修学の奨励・支援を行っている。

就職支援では、キャリア支援室に専属の教職員を配置し、継続的できめ細かな指導を行っている。学生には、入学と同時に保育士証、幼稚園教諭二種免許状の両資格・免許を生かした専門就職を目指す方向で意識付けを行い、1年次より、1年間の指導計画を基に就職ガイダンスが実施されており、随時、個別の相談にも応じている。学生が短期大学のウェブサイトから求人票を閲覧できるシステムを導入しており、掲載される求人票も定期的に更新している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を編制し、短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。また、専任教員の職位は短期大学設置基準を充足しており、採用・昇任は教員選考規程に基づき適切に行われている。

専任教員はそれぞれの専門分野において研究活動を行い、著書や論文の執筆、各種研究発表等を行っている。研究発表の機会であり、かつ教育活動の改善・向上に関するFD研修の場として、毎年「学内研究発表会」を開催している。また、FD関連の研究内容を研究紀要に投稿するよう推奨しており、成果は丹念に紀要にまとめられている。教員には個別の研究室を整備し、研究日を設けるなど研究活動等の環境は整備されている。なお、研究倫理規程は平成29年度から施行しているが、研究倫理を遵守するための研修等の取組みについて定期的な実施が望まれる。短期大学の教育研究活動に係る事務組織の体制については、教育研究活動活性化のための組織編制を行う予定である。FD活動全般については、規程を整備して全学的な研修会を行うほか、「専任教員・FD会議」を定期的に開催し、授業内容等の検討・改善に取り組んでいる。

事務組織は、総責任者を総務部長として、責任体制を明確にしている。各部署の事務職員については担当分野の事務を行う専門的な職能を有し、その能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。また、SD活動の規程を整備し、年1回の頻度で全学共通テーマによる学内研修会を開催している。そのほか、学外の各種研修にも積極的に参加し、資質能力の向上に努めている。事務職員は日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。また、図書館では、保育実習の前に実習に役立つ書物を選定し、実習を控える学生に紹介するなど、教員や関係部署と連携して、短期大学全体で保育者を志す学生を後押しする取組みを行っている。人事・労務関係については、関係法令に基づき、就業に関する諸規程を整備し、学内で教職員に周知されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。講義室、演習室、実習

室などの教室や機器・備品は教育課程編成・実施の方針に基づき整備している。施設設備の適切な維持・管理のために、経理規程、図書館資料収集・管理規程等を整備し、運用している。危機管理については、火災や地震などの災害及び防犯に対応するため、防災管理規程を策定している。大震災などの災害時対策の一環として、折り畳んで常時携帯可能な「大規模地震対応マニュアル」を作成し、学生・教職員に配布している。また、毎年11月初旬に、地震の際に身を守ることを想定した「緊急地震速報の訓練」を実施するほか、避難訓練等も実施している。

技術サービスとして、光回線による学内全域の教室、研究室等のネットワーク化を行っており、学生への支援に関しては、教養科目において「情報機器の操作」を開講している。また、学習に活用するため、連絡・メッセージの配信ツールとなるクラウドサービスや、資料配布やレポート提出、授業配信など用途が豊富なクラウド授業支援システムの導入も進めている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、経営改善計画に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育理念・教育目的について十分に理解し、学校法人を代表してリーダーシップを発揮している。また、令和元年度から令和4年度まで事務組織運営の総責任者でもある総務部長も兼務し、短期大学運営に直接関与している。理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき定期的開催され、学校法人の意思決定機関として学校法人全般にわたる重要事項を審議している。理事は、私立学校法及び寄附行為に基づき選任されており、学校法人の経営についての学識及び識見を有している。

学長は、「横浜女子短期大学学長選任規程」に基づき選出され、教学運営の最高責任者として教授会の意見を聞きながら最終的な判断を行っている。学科長・学務部長として教学部門の管理・運営を長年にわたって担ってきた経験を生かして、短期大学の教学運営にリーダーシップを発揮している。また、「学校法人白峰学園 横浜女子短期大学保育センター」運営委員会の委員長を務めるなど、神奈川県保育業界をはじめ広く地域に貢献している。教授会は、学則及び教授会規程に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されており、議事録も整備されている。教授会の下に教育研究の実施に係る各種委員会を設置し、それぞれの役割を明確にして教学運営に取り組んでいる。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を実施している。監事は理事会、評議員会へ毎回出席し、学校法人運営全般に関して質問・意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、業務を適切に逐行している。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織されている。評議員会では、私立学校法に基づく寄附行為の定めに従い、諮問事項について意見を述べ、

決算及び事業の実績について報告を受けており、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。

教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、学習成果の評価等の教育情報及び私立学校法に定められた学校法人の情報を、それぞれウェブサイトにて公表・公開している。